

Ⅰ 本検討会での議論が必要と考えられるもの（9件）

参考資料3

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	車椅子の新規作成時や処方内容の変更などで判定が必要になる場合、利用者の援護地の判定機関に行くことが求められるが、施設から遠方で行くことが困難な場合がある。	都道府県や県内でも管轄が違ふことは分かるが、施設から近隣の判定機関で実施することを可能にして欲しい。	29 全国身体障害者施設協議会
②	前回まではクッションの項目に「カバー」があったが、今回より「クッション（カバー付き）」となり、項目から削除されたため、劣化等によるカバーのみの交換時には利用者負担（負担増）となる。	「カバーのみ」の交換が出来るよう、項目に「カバー」を追加する。	29 全国身体障害者施設協議会
③	座位保持椅子〈車載用〉は、児童品目であるため18歳未満までが申請の対象になりますが、現状では18歳以上の肢体不自由者においても必要とする生活場面があり、その入手にあたっては全額自費での製作、または姿勢保持装置〈特例や常用〉で申請のいずれかのパターンになっています。 会員企業を対象に実施したアンケートの回答から、全国平均で見た場合には過半数を超える六割ほどが公費対象外となっていますが、地域によっては八割ほどになっています。自費で製作するケースは非常に稀のようで、多くはあきらめている様子も伺えます。 一方、姿勢保持装置の特例などで支給されているといった回答は二割から三割ほどで、この場合、常用の姿勢保持装置の耐用年数を経過した頃に車載用の姿勢保持装置で判定（支給）されることが考えられます。当然ながら、常用の姿勢保持装置は制度対象外の取扱いとなり、修理や形状調整などの申請が不可能となります。 しかし、常用の姿勢保持装置は日常生活上必要不可欠であるため、自費で修理をしない限り、多少の不適合状態であってもそのまま使い続け、二次障害の変容が加速していくリスクがあります。このリスクは、児童のときに製作した座位保持椅子〈車載用〉を18歳を迎えて、その後も複数年にわたって使い続けている利用者においても同様です。 近年では、生活の拠点として施設入所から在宅に置き換わっている利用者もあり、作業所やデイサービスに通うために車載用の姿勢保持具の必要性が高まっていますが、座位保持椅子の支給対象ではない18歳以上の肢体不自由者においては、就労や就学など社会参加の妨げ（抵抗）になっていると思われる状況と、また不適合による二次障害を増大させるリスクも懸念されます。	座位保持椅子（車載用）について、個々の利用者の生活を踏まえて、真に必要と認められる場合は、特例などではなくても申請できるよう、年齢制限の撤廃、もしくは車載用に限る、児童品目の対象外（18歳以上も対象）とする改正を提案します。 また、車載用の姿勢保持具は、自宅や作業所などで使用される常用の姿勢保持装置や車椅子とは使用目的や構造も明らかに異なるため、常用の姿勢保持装置や車椅子とは別計上で申請（判定）できる制度運用となることを併せて提案します。 昨今、福祉車両の普及が進み、車椅子や姿勢保装置（構造フレーム車椅子）に乗ったままで自動車に乗車する利用者が増えているため、座位保持椅子（車載用）を真に必要とする利用者は決して多くはないと推察されますが、一方でそれを必要不可欠とする理由では呼吸管理や発作への対応などと明確であり、その要望は非常に強いことがアンケート調査報告書（別添1）から感じられます。 車載用姿勢保持具の使用目的は〈就学や就労・デイサービスの利用、定期受診や日常的な外出全般〉とシンプルであり、真に必要とする理由では〈姿勢保持が必要な身体能力ゆえに車中で安定した座位姿勢を確保することや介助者の見守りなどにより、安心・安全な環境で車移動できること〉ある一定の利用者像になります。また、利用者の環境要素〈車椅子ごと乗車できる自家用車を所有できないことや送迎車には車載用でしか乗車できないといった致し方ない状況など〉は、あらかじめ想定でき、判定時の判断や申請する利用者に対して要・不要の基準が明確に示せるのではないかと思います。 今回、提案した改正によって、利用者の身体状況や座位能力などによる明瞭な判断基準が示されることにより、真に必要としている利用者の就労、就学といった社会参加を強く促すことができ、また、管理下に無い座位保持椅子や姿勢保持装置を使い続けることでの不適合による二次障害のリスク低減にも資すると考えます。	3 日本車椅子シーティング協会
③	肢体に障害があり座位を保つことが難しい場合、在宅でも日常の生活で座位保持椅子を使用することで正しい姿勢を保つことができます。 また、通院や事業所等に通うなど車に乗る機会も多く、交通事故に遭遇したとき身を守るためには、身体を固定する車のシートベルトしかありません。 座位保持椅子は補装具費の支給基準では児童に限るとされています。 在宅における座位保持椅子の必要性和車に搭載できる障害者用カーシートがあり(チャイルドシートは6歳未満、身長140cm以下)、児童から成人期に達したとしても、在宅時の正しい姿勢保持と車載用の座位保持椅子は事故時のリスクを軽減できる必需品であることをご理解いただきたいと思います。	現在の補装具費支給基準では、座位保持椅子は児童に限るとされています。肢体不自由の障害者で日常の生活で座位をとることが難しい場合、成人になっても在宅時に車椅子で就寝まで過ごす方もいますが、固定した座位保持椅子を使用する方の多くは成長過程にあっても児童期のものを使用しているのが現状といえます。 本年8月に起きた交通事故では、車のシートベルトを装着していたにもかかわらずその圧迫により同乗の障害者が命を落とすという悲惨な事故が報道されました。この事故をきっかけに法律で義務付けられたチャイルドシートの装着条件を見直す動きもあります。 障害のある方が車に乗る場合に安全性を確保するため、車に装備されているシートベルトを使用せずに、障害の特性に合わせた車載用座位保持椅子(カーシート)を装備するようになってきました。 以上のことから、座位保持椅子の条件(児童に限る)を外し、誰もが必要に応じた座位保持椅子を使用できるよう改正されることを要望いたします。	27 全国肢体不自由児・者父母の会連合会
④	頭部保持具は、必要に応じ座位保持椅子に装着して頭部を固定する装具ですが、条件として児童に限られています。 頭部保持具は、座位保持椅子を使用する場合に頭部が不安定になる時、頭部を固定するに装具となります。 児童期から成長に伴い障害の程度も変わり装具の更新を求めても支給基準に該当せず更新を先延ばしにしているケースもあり、座位保持椅子同様に成人期になっても更新できるよう配慮いただきたい。	頭部保持具も支給条件が児童に限られています、日常生活上で特に車に乗車している時などは安全性確保の観点から必需品ともいえる装具です。 補装具費支給基準改正に臨み、頭部保持具のもつ必要性から児童に限っている支給基準を改正することで成人期になっても支給を受けられるよう改正されることを要望いたします。	27 全国肢体不自由児・者父母の会連合会

⑤	補聴器や人工内耳のみでは聞き取りが困難な場所や場面（学校での授業や講義、会社などでの会議やミーティング、大勢の会食など）で、聞こえをサポートできる補聴援助システムを必要とする難聴児・者は多数いる。しかし、現状ではその対象が重度難聴者用耳かけ型補聴器と使用している場合に限定されている。補聴援助システムは重度難聴者のみならず、高度難聴者や軽・中等度難聴者にとっても雑音下での聞き取りが改善することが報告されており（Linda M. Thibodeau. J Am Acad Audiol. 2020; 31(6): 404–411）、重度難聴者にその対象が限定されていることは、教育面、就労面などで補聴援助システムの使用が適切と考えられる高度難聴者にとって、特例補装具の申請を行う必要が生じるなどの不利益が生じている。	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準における、補聴器の欄の備考に記載されている「重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表の範囲内で必要な額を加算すること」と記載されているのを、「重度・高度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表の範囲内で必要な額を加算すること」に改訂すべきと考える。これにより聴覚障害が認定された者で教育面、就労面などで補聴援助システムの使用が適切と考えられる場合に迅速な対応が可能となる。	10 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
⑤	現状の課題 ①支給対象の基準がいまだに原則として1個で、本人が希望し両耳装用による補聴効果が高いにも関わらず2個支給されることがほぼなく、片方を自己負担で購入せざるを得ない状況である。 ②それぞれの聴覚障害者に適合し真に必要な補聴器は高価であり、総合支援法対象補聴器では役に立たないことが多くある。それにも関わらず総合支援法対象補聴器以外の補聴器を購入する場合の支給が受けられない状況である。ゆえに購入したものの、補聴器が使われないままとなるケースが多い。 ③補聴援助システムの支給基準が厳しく、良好な聴こえを得られないままの当事者が、特に社会人において多数おり、適切な就労環境を得られていない。 ④補聴器補装具支給の基準が諸外国に比べ、大幅に低い。 聴覚障害者の聴こえは様々で、聴覚補充現象、聴覚過敏、メニエール病、および中耳の疾患など様々な要因が複合的に関連するため、聴覚というのはオーディオグラムだけで測れるような単純な感覚ではない。それがゆえに当事者が良好な聴こえを得るためには両耳装用は当然のこととして、当人の可聴域や当人にあった音質に合わせることが大変重要となる。当事者が真に必要な、使える補聴器を購入できないことから、低レベルの就労環境、学習環境に置かれ、良好な生活の質を得られないまま社会生活を送っており、このことによる経済的な社会損失は看過できないものがある。	①両耳支給を大前提とした基準の見直しを頂きたい。 ②すべての必要な聴覚障害者に補聴援助システムが支給できるよう、基準の緩和を頂きたい ③当事者の聴覚状態にマッチした、真に使える有効な補聴器を価格に関わらず支給の対象として頂きたい。 上記の改善により、購入するも使われないままとなる無駄がなくなり、聴覚障害者の生活の質の向上、および社会生産性の向上につながって社会的孤立からも救われることから聴覚障害者の二次疾患とされる認知症の防止にも寄与し、マクロでみた経済効果にも資すると考えます。	22 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
⑤	受信機、オーディオチューの加算について 現状では受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクが加算される対象は重度難聴用耳かけ型補聴器のみである。しかし、集団補聴システムは高度難聴者にとっても学校や職場等での聴取方法として非常に有効なものである。送信者側が使用するワイヤレスマイクについては、学校や所属会社が合理的配慮として用意する事例が想定されるが、受信機、オーディオチューについては難聴者個人で用意することになる。	受信機、オーディオチューが加算される対象に高度難聴耳かけ型を追加してほしい。	4 日本補聴器工業会
⑤	補聴器・人工内耳装用者に対し、デジタル補聴援助システムが、障害の状況、生活環境、就学・就労の保障等について勘案のうえ、真に必要と判断される場合には、特例補装具として支給しうるものとされている。しかしながら、視覚及び聴覚の両方に障害のある盲ろう者の多くは「就労」ができず、在宅での生活を余儀なくされている。多くの自治体では、「就学・就労」を支給の必須要件としていることから、「就労していないこと」を理由として、盲ろう者に支給しない自治体が多く見受けられる。また、FM補聴システムは、ほとんどが製造・販売が中止となり、入手しづらい状況にあること、また、周波数帯が同じものが近くに複数あると混信を引き起こし、聞き取れなくなるといった不具合がある。	デジタル補聴援助システムは、FM補聴システムのように混信が起こることもなく、日常生活や社会生活のあらゆる場面で補聴効果が高く、また、盲ろう者向け通訳・介助員による支援においても情報を早く伝えられる等、効率の良いサポートが期待できる。盲ろう者には「就学・就労」を必須条件とせず、デジタル補聴システムを利用することで日常生活において有効であると判断される場合には、視覚と聴覚の二重の感覚障害であることを踏まえ、障害状況や生活環境を重視したうえで、支給するようにすべきである。	24 全国盲ろう者協会

Ⅱ さらに詳細な調査を要するもの、引き続き調査・研究を要するもの（7件）

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	現状の問題：「科学的根拠に基づいた補装具費支給制度のありかた研究」の遅れ。 障害者向けの新しい技術の開発援助や研究は、比較的によく存在するが、新しい技術や革新的な製品に対して、科学的根拠に基づいた補装具費支給制度に関する研究はそれほど多くない。 避ける事の出来ない超少子高齢化社会の生産人口の減少と社会保障費の高騰は、社会保障費のより経済的有效活用が、今までになく重要に成ってきた。限られた予算と人的社会資源の有効活用を達成する為のワイズスペンディング（賢い支出）を可能にする研究が遅れている。 2022年に行われた第38回日本義肢装具学会学術大会は『義肢・装具，支援機器のエビデンス構築へ向けて』のテーマで行われ、義肢・装具をはじめとする支援機器の効果 outcome を示す根拠 evidence が十分ではない状況が問題として議論された。新しい技術や革新的な製品に対して、科学的根拠に基づいた補装具費支給制度の見直しが急務であると論じられた。残念ながら、2年経った現在までに十分な成果を出した研究が行われていない。 現在の補装具費支給制度の支給判断基準は、支給時の補装具の価格や機能に基づくものとなっているが、重要なのは、支給時だけではなく支給から始まる補装具の費用対効果を明らかにすることではないだろうか。 多くの先進国では、質調整生存年(QALYs:Quality-Adjusted Life Years)や増分費用効果比(ICER:Incremental Cost-Effectiveness Ratio)が費用対投資効果の指標として医療経済学（HTA: Health Technoligy Assessment)で扱われている。我が国でも薬の分野では、既に使用されているが、医療と福祉と介護を包括的に研究されたものはない。	提案する解決策：補装具の支給制度についての研究を推進、予算を拡充する。 我が国では、医療保険と障害者総合支援法の費用が別予算である。限られた予算で人的社会資源の有効活用を達成する為のワイズスペンディングを可能にする為には、それらを別々に考える部分最適ではなく、一人の障害者が一生に必用とする生涯必用費用（医療費、介護費、補装具費用）を包括的に計算し、最小限になる様に全体最適で考える医療福祉技術評価（HATA:Health & Assisitive Tequnology Assesment）の障害者質調整生存年(DQALY:Disabled Quality-Adjusted Life Year)の研究を提案する。 また、現在厚労科研の公募課題で実施されている「将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究」については、高機能補装具の支給効果が検証できるよう十分な予算を確保することをお願いしたい。 これらの研究が行われる事で、費用対効果が見える化され、行政による科学的根拠に基づく意思決定(EBDM)を行う事で、ワイズスペンディングを可能とし、障害者と国民のより良い理解が得られるものと考ええる。 参考までに、数ある海外の文献の中から2つの米国RAND Corporationの文献を紹介する。 ○Economic Value of Advanced Transfemoral Prosthetics Published Sep 5, 2017 ○Economic benefits of microprocessor controlled prosthetic knees: a modeling study	2 日本福祉用具・生活支援用具協会
②	靴型装具チェックシューズ加算について 靴型装具を製作する場合、例えば関節リウマチによる足部や足趾の変形、またポリオによる足関節から足部に顕著な変形があった場合、透明でやわらかいプラスチック（エルコフレックス等）にてチェックシューズを製作することがある。足長や周径及び圧痛点などを可視化できるためより良い適合がえられる。（優位性については資料Ⅰ及びⅡをご参照）その後アッパーにて再度仮合わせを行い、仕上げ、納品をしている。しかしながら、チェックシューズを製作するための材料費や作業コストは製作会社が負担せざるを得ないのが現状である。また、社会保障制度が類似しているドイツでは、整形外科靴マイスターの国家資格専門実技試験においてチェックシューズによる試歩行が必須となっており、初回製作価格の見積もりが認められている。（資料Ⅲご参照） （資料Ⅰ）オーダーメイドの靴型装具 [日本義肢装具学会誌Vol.Ⅰ6 No.3 2000] （資料Ⅱ）糖尿病に対する靴型装具 [日本義肢装具学会誌Vol.Ⅰ8 No.3 2002] （資料Ⅲ）ドイツにおける整形外科靴マイスター養成と整形外科靴支給方法 [日本義肢装具学会誌Vol.Ⅰ9 No.4 2003]	義肢におけるチェックソケット同様、整形靴や特殊靴にかかわらず、変形の強い場合に限りチェックシューズ製作を加算項目として追加していただくことで利用者に提供する製品の品質向上につながる。	Ⅰ 日本義肢協会

③	車椅子・電動車椅子のシートベルトは、令和6年度告示改正に伴い、姿勢保持装置の付属品（ベルト部品）から加算されることとなりました。部位ごとの価格設定がなされていますが、実際に製作される仕様・材料等との乖離がある状態となっています。 ＜会員75社の合計取扱い本数＞ 32,260本／年（内 既製品約30％、オーダー品約70％）と非常に多くの製作実績があります。 ＜利用者の身体への装着方法＞ 従来の面ファスナー合わせ仕様に加え、面ファスナー折り返し式やそれらにバックルを追加する仕様が増えています。 ＜機器本体への取付け方法＞ 従来の本体パイプの穴を利用してビス等で固定したり、パイプや支持部に穴を開けて固定するよりも、平ベルト専用金具等を利用して本体を加工せず取付ける方法が主流となっています。この部品は、利用者にとって利便性が高い一方でベルト本体の価格とは別に製造コストがかかっています。 ＜内張りの使用＞ 対象者像として、筋緊張が高く痙性が入る障害特性の方が増え、固定力を強化する反面、身体に負担の少ないクッション性の高い素材を選択されています。 このことから、一概に幅による価格差だけでは真に利用者へベルトを適合させることが困難な状況になってきています。 ＊別添資料あり（別添2：シートベルトに関するアンケート調査報告書、アンケート参考画像）	ベルト部品の種類に合わせて、幅による価格差をつけてはどうでしょうか。それによって、真に必要な幅で適切な価格加算が見込めます。 また、バックル、平ベルト専用金具等の部品の加算をすることにより、真に必要な方に対して、外れにくい安心感の向上と消耗による交換頻度の削減が見込めます。付帯して成長変化においては、部品を交換しなくとも速やかに調整がおこなえます。 適切な内張り素材の加算ができることで、ベルト固定による身体の傷（場合によっては褥瘡）を防ぎ、痛みや傷の不安を取り除き、安心して車椅子・電動車椅子・姿勢保持装置を利用することができるようになります。	3 日本車椅子シーティング協会
④	現状では車椅子のフレーム構造は折り畳み式である事が前提であるが、昨今のリクライニング/ティルト/ティルト・リクライニング車椅子は固定式フレームを要望されるケースも多い。 また、障害の状況によってはストレッチャーの様な形状で車椅子を作成する場合も多くある。 しかしながら、固定式の場合は折り畳み式に比べ製造・輸送コスト（フレーム構造・表面処理・梱包・運送）が掛かるが制度では対応出来ないため販売店、メーカーの持ち出しとなる。 6/7月の新規オーダー車椅子依頼状況（主要業者） (A社) 総数：261台 固定車：117台（45％） (B社) 総数：448台 固定車：68台（15％）	補装具支給基準に「固定式」を設定していただきたいです。 基準金額は幅止め（5,400円）×6本（ベ-ス7レ-42本・座7レ-42本・背7レ-42本）の32,400円加算を検討して頂きたい。	2 日本福祉用具・生活支援用具協会
⑤	近年、視覚障害者安全つえにおける操作は、使用者が前進する方向に視覚障害者安全つえを傾け、その視覚障害者安全つえの先端を地面につけ、左右にスライドさせながら歩く操作方法（コンスタントコンタクトテクニック）が主流となっている。この操作方法により、進行方向の障害物の確認、周りの歩行者から気付かれる等、視覚障害者が安全に歩行することができる。そのため、多くの歩行訓練士がこの操作方法を推奨しており、視覚障害者安全つえの操作方法の中では主流となっている。 しかし、通常の視覚障害者安全つえの先端部に装着された石突は、地面に対して左右の滑りが乏しく、視覚障害者安全つえを円滑に振ることが難しい場合がある。特に、中途の視覚障害者や高齢の視覚障害者等、視覚障害者安全つえの操作に長けていない者ほど、通常の石突を付けた視覚障害者安全つえを左右に振ることは難しいと言われている。 そのため、石突をローラー式等の円滑性に優れたもの（以下、円滑式石突とする）に変更することで左右の滑りを確保することが一般的になっている。この円滑式石突を付けることにより、上記の視覚障害者等は視覚障害者安全つえを左右に振ることができ、進行方向の障害物を確認しながら安全に歩行することができる。 円滑式石突のニーズは一定数あり、本連合の用具購買所では、別表1の通り、令和2年度から令和5年度の4年間では、円滑式石突を付けることができる視覚障害者安全つえの内、約19.8％が円滑式石突を付けた状態で販売している。また、別表2の通り、令和2年度から令和5年度の4年間での石突の販売数の内、全体の約38.9％が円滑式石突になっている。 ただし、現在の補装具費支給制度では、円滑式石突は付属品としての設定がないため、多くの者は超過負担が発生する、または、視覚障害者安全杖とは別に自費で円滑式石突を購入していることから、その負担感が大きい。そのため、全国の視覚障害者からは、自己負担の軽減を求め、円滑式石突を付属品にすべきとの意見が挙げられている。本連合の令和5年度陳情では、厚生労働省に対して「補装具の視覚障害者安全つえの各種交換用石突の費用は、基準額に含める、または付属品として設定すること。」を要望している。	これらの問題を整理すると、円滑式石突は視覚障害者安全つえを利用する視覚障害者の安全性を確保するためのものであり、利用実績、ニーズもある。しかし、利用者にとって過度な自己負担が発生している。そのため、視覚障害者安全つえの部品に円滑式石突を新設することが求められる。	20 日本視覚障害者団体連合

⑥	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に関連して、令和6年4月1日に発出された、こ支障第104号「”補装具費支給事務取扱要領”の一部改正について」の第6の2（1）呼び鈴分岐装置、（2）その他の入力装置において「視線検出式入力装置（スイッチ）使用者について、呼び鈴分岐装置を付属品として支給することは適切でない、真にやむを得ない理由により必要な場合は、特例補装具として取り扱うこと」といった主旨の通達が出された。 このため、視線検出式入力装置（スイッチ）使用者には呼び鈴分岐装置が付属品として支給されない、呼び鈴の支給が見合わせられる事態となっている。 呼び鈴分岐装置が一般のスイッチの使用が前提であり、視線検出式入力装置（スイッチ）の使用が想定されていないことから、一般のスイッチ使用時より更に病気が進行し、視線検出式入力装置を導入した患者さんが呼び鈴を使用できる道がしっかりと保証されない状況が生じている。 言語を発せられず上下肢が動かない重度障害者にとって視線検出式入力装置で他の部屋などにいる介護者を呼び鈴で知らせる方法が奪われると、障害者はプライバシーを犠牲にして介護者に常時同室内で待機させることになる。また家族や介護者は障害者のそばを離れられず心身の疲労を増加させ、介護だけでなく日常生活における多大な時間を同じ部屋で待機するために使う事になり、障害者、介助者双方の生活の質を著しく後退させることになる。 さらに例として挙げるが、体調に異変を感じた患者さんが視線入力装置（スイッチ）を利用した重度障害者用意思伝達装置（PC）で家族を呼び出しても音が小さいためか家族が起きてこないため、ネットでSNSで助けを求めてそれを読んだ友達が119番に通報して事なきをえたことがあった。将来においても同様の事例がでる可能性は高いと考えられる。	1. （別紙）補装具費支給事務取扱要領では「真にやむを得ない理由により必要な場合は、特例補装具として取り扱うこと。」と記載されている。そのハードル（真にやむを得ない理由の判断基準と書類の提出）を低くして運用する。 2. 視線検出式入力装置（スイッチ）を使用する場合、重度障害者用意思伝達装置本体（コンピューター）と呼び鈴を接続するための「呼び鈴接続装置」を重度障害者用意思伝達装置の付属品として新たに認める。 3. 呼び鈴は非常警報装置としての役割もあると考えるので、システムを二重化する為に「スイッチ」＋「重度障害者用意思伝達装置」とは別枠で「非常スイッチ」＋「呼び鈴」の組み合わせた装置を別途支給することを検討して欲しい。 26 日本ALS協会
⑥	【視線入力装置導入時の呼び鈴分岐装置の公費支給不可】 令和6年3月29日に一部改正された「補装具費支給事務取扱要領」において「重度障害者用意思伝達装置の支給に関する取扱い」も変更があった。その中で「呼び鈴分岐装置は、入力装置と本体の間に接続し、入力装置からの電気信号を本体側と呼び鈴側に分岐させることで、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置（スイッチ）との併用はできないため、付属品として支給することは適切ではないこと。」とあり、視線入力で意思伝達装置を操作したいという方は呼び鈴分岐装置に対する公費負担が認められないことが文章で通達された。 呼び鈴分岐装置は、本来は意思伝達装置本体に不具合が生じても、スイッチ操作で離れた人へのコールだけは確保するための機器として支給を認められていた。 ところが視線入力では意思伝達装置本体に不具合があればコールを鳴らすことが出来ないことから支給条件に合致していないため支給は認められない。 ルール違反に関わらず、この趣旨が認識されておらず、現場判断で支給されるケースも少なくなかった。 それでも今回、視線入力装置利用者には呼び鈴機能が公費支給されないことが明示されたことで、不安を感じる利用者並びに支援者も多い。	【視線入力装置導入時の呼び鈴分岐装置相当品の公費支給対応】 現実問題として視線入力で機器を扱う利用者も呼び鈴分岐装置を介して呼び鈴を鳴らすニーズは高く、必要としている方は多数おられる。（意思伝達装置申請数の約3割が視線入力による利用であり、そのほぼ全員が呼び鈴利用を希望） 呼び鈴分岐装置及び呼び鈴はメーカーの立場では「命に係わる用途での利用はできません」としているが、患者本人並びに支援者の双方にとって、何よりも別の部屋にいてもすぐに応えることの安心感は大い。 支援者にとっても、他の作業に集中できることから経済的な効果もある。 今回、制度制定時には想定されていなかった「視線入力装置」と言うIT機器の進化を鑑みたうえで、新たに修理項目で「視線入力対応 遠隔呼出し中継装置」の修理項目を追加頂き、視線入力方式の意思伝達装置利用者に対する呼び鈴を使うための機材の支給を認めて頂きたい。 6 日本障害者コミュニケーション支援協会

Ⅲ 本検討会での議論をしないもの（現在の制度で対応可能なもの）（８件）

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	補装具支給に係る制度として、障がい者総合支援法と労災保険による社会復帰促進事業があり、労災保険では補償の観点から、高機能高価格のものが処方されうる現状である。補装具は厚生労働省で認められた完成用部品が支給されるが、実際には、この両制度により処方されうる部品が大きく異なる。障がい者総合支援法下での処方においては、都道府県や市町村の予算の下で支給されるため、地域による差がある。	障がい者総合支援法と労災保険の双方においてそれぞれ、義肢及び電動車いすのパーツがどのように処方されているか（例えば高額膝（Ottobock Geniumuなど）が何症例で処方されているかなど）、障がい者総合支援法では、都道府県市町村ごとに調査をし、制度ごとまた地域ごとの補装具支給格差を調べることにより、各個人に適切な処方をするための方法を構築できると考える。また、補装具処方においては、処方側のスキルも重要であるため、地域ごとに偏りがなく実施できるよう講習会を実施する。	9 日本リハビリテーション医学会
②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）基本理念第一条の二では、「～全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること～」と謳われている。一方、現状の告示では、上肢切断者（児）に対して装飾用義手が支給可能となっているものの、下肢切断者（児）に対してはこれが認められていないことから、社会参加のために必要な支援が受けられていない現状がある。 諸調査によれば、約6万1千人とされている下肢切断者数に対し、障害者総合支援法による義足の支給件数はその1割にも満たない年間約5千本であり、多くの下肢切断者が義足の支給を受けるに至っていない。身体機能的に義足装着による歩行訓練を受けることができない患者も存在しており、この中には、装飾を目的とした義足の装用により社会参加が可能になるであろう下肢切断者が多く含まれているであろうことが推察される。 近年、装飾用義足の必要性が学会等で発信されており、義手と同様に義足においても「外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの」が支給可能となることにより、多くの下肢切断者の社会参加の促進が期待される。	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（厚生労働省告示第528号）における購入基準（1）義肢一般構造義肢（2）義肢一骨格構造義肢の「股義足」「大腿義足」「膝義足」「下腿義足」「サイム義足」の型式に装飾用を追加する。 装飾用義足が支給可能になることにより、立位・歩行が見込めない下肢切断者（児）であっても、社会への積極的な参加が促進され、就学、就労の機会が得られるようになることが期待される。	8 日本整形外科学会
②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）基本理念第一条の二では、「～全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること～」と謳われている。一方、現状の告示では、上肢切断者（児）に対して装飾用義手が支給可能となっているものの、下肢切断者（児）に対してはこれが認められていないことから、社会参加のために必要な支援が受けられていない現状がある。 諸調査によれば、約6万1千人とされている下肢切断者数に対し1）、障害者総合支援法による義足の支給件数はその1割にも満たない年間約5千本であり2）、多くの下肢切断者が義足の支給を受けるに至っていないこと、また、この中には、装飾を目的とした義足の装用により社会参加が可能になるであろう下肢切断者が多く含まれているであろうことが推察される。 近年、装飾用義足の必要性が学会等で発信されており3）～5）、義手と同様に義足においても「外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの」が支給可能となることにより、多くの下肢切断者の社会参加の促進が期待される。	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（厚生労働省告示第528号）における購入基準（1）義肢一般構造義肢（2）義肢一骨格構造義肢の「股義足」「大腿義足」「膝義足」「下腿義足」「サイム義足」の型式に装飾用を追加する。 装飾用義足が支給可能になることにより、立位・歩行が見込めない下肢切断者（児）であっても、社会への積極的な参加が促進され、就学、就労の機会が得られるようになることが期待される。	7 日本義肢装具学会
②	義肢の外観の復元は心理面も含めて切断者の社会参加のために重要な因子の一つである。しかしながら現在の支給制度では、義手において装飾用が形式としてあるものの、義足には装飾用がないことが問題である。 従来より義足は歩行機能の再建を主目的と考えられていたため、その外観の重要性は軽視されていた。そのため、支給制度においても、装飾用義足は形式として認められず、脊髄損傷で切断を合併する障害者など、それを希望する者には切断者の自己負担で製作がされている。しかし、昨今のICFの観点から考えると、切断者にとっての外観は切断者の社会参加のために必要な大きな要因の一つと考えられる。最近の学術報告においても、同様の理由で装飾用義足の製作事例が報告されている1、2）。さらに「歩けないものには義足を支給しない」ということは、障害者の多様性を考慮しない考えであり、時流の考えに反していると考えられる。 装飾用義足はただ単に外観の復元でなく、機能面においても重要であるとの報告3）もあり、補装具の対象として認めるべきと考える。 1）大谷 巧. 頸髄損傷を有する両大腿切断者に対し軽量化および整容を目的とした大腿義足を製作した1例. 第30回日本義肢装具士協会学術大会, 浦和. 2024/07/14. 2）熊田 寛史. 両側股関節離断に対する装飾用下腿義足. 第30回日本義肢装具士協会学術大会, 浦和. 2024/07/14. 3）今井大樹, 中村隆, 沖田祐介, 濱祐美, 近藤怜子. 両側股関節離断者に対する装飾義足の製作とその機能. 第34回リハ工学カンファレンス講演論文集, 札幌, p.112-113.	次の二つの策を提案する。①「義足処方にあたっては、歩行はできなくとも外観の復元により社会参加を促す目的であれば支給対象とする。」旨を取扱指針に記載する。そして、②殻構造および骨格構造義足の形式に装飾用を追加する。 この提案により、切断者の社会参加が促進され、社会参加の納税者の増加が見込まれる。さらに、「義足＝歩くためのもの」という偏った概念が是正され、切断ならば歩けなくても義足の製作費を社会が支給するという、障害者の多様性を認める社会を構築することが可能となる。	13 日本義肢装具士協会

③	脳卒中患者を中心とする下肢機能障害に対する短下肢装具は対象症例も多いことから、装具治療の中でも中心的な役割を担っている。多くの症例では短下肢装具を装着することで歩行の自立と活動性の向上が図られ、社会参加へとつながっている。 こうした短下肢装具を必要とする症例において活動性を高めていくうえでは足底の皮膚障害のマネジメントが重要となり、胼胝形成などを放置すると痛みで活動性が低下するだけでなく、創部感染から長期の治療を要する状態に進むこともある。現状では装具作製の段階で足底部の形状調整や各種パッドの使用が行われている。さらに、こうした足部の調整は装具が完成して利用が始まった後も状況に応じて調整を要することが多くの場面で生じ、外来において医師・義肢装具士が対応している。 しかし、こうした短下肢装具の足底調節にかかる材料費や調整については加算の対象となっておらず、円滑な装具診療において障壁となっている。医療の高度化に伴い、重度な後遺症を持った状態で慢性期をむかえる患者は増加しており、足底部の状態維持に向けて個別性の高い対応を要する症例が増えていることから、円滑な足底部調節を促進する環境整備は喫緊の課題となっている。	「その他の加算要素」に足底をフィッティングさせるための材料を付加する また、装具完成後に生じる足底部の追加加工作業について、期間と回数に制限を設けるなどして、加算によるインセンティブを設ける。 これによって重症例であっても適切な足部・足底部管理が可能となり、足底部の皮膚病変に伴う二次障害を抑止するだけでなく、本人の社会参加が推進される。	9 日本リハビリテーション医学会
③	脳卒中片麻痺者や腓骨神経麻痺、尖足拘縮などに対する短下肢装具には、足継手による足関節運動の制御機能だけでなく、メタルザルパッドによる横アーチの支持や中足骨骨頭の除圧、アーチ支えなどによる足部変形の予防やインヒビターバーや踵パッドによる足趾の筋緊張抑制等、足底装具としての機能が付加される場合がある。他方、現行の支給基準では、内張り足部の算定が認められているのみであり、個別の付加機能に該当する加算要素項目が設けられていないため、補装具事業者が無償で行っている現状がある。	「その他の加算要素」に以下の要素を付加する： ①メタルザルパッド ②アーチ支え ③インヒビターバー ④踵パッド これらの要素が加算要素に加えられることにより、短下肢装具における足部に対する対応が妥当に評価、算定されることになる。	8 日本整形外科学会
③	脳卒中片麻痺者等に対する短下肢装具には、足継手による足関節運動の制御機能だけでなく、メタルザルパッドによる横アーチの支持や中足骨骨頭の除圧、アーチ支えなどによる足部変形の予防やインヒビターバーや踵パッドによる足趾の筋緊張抑制等、足底装具としての機能が付加される場合がある。他方、現行の支給基準では、内張り足部の算定が認められているのみであり、個別の付加機能に該当する加算要素項目が設けられていないため、補装具事業者が無償で行っている現状がある。	「その他の加算要素」に以下の要素を付加する： ①メタルザルパッド ②アーチ支え ③インヒビターバー ④踵パッド これらの要素が加算要素に加えられることにより、短下肢装具における足部に対する対応が妥当に評価、算定されることになる。	7 日本義肢装具学会
④	【車椅子等に関する判断基準の明示】 ・R6告示等改正に伴い、メーカーカタログにレディメイド・モジュラー等の記載がされたことで、車椅子製作区分を容易に判断できるようになった。これは事業者がレディメイド・モジュラー式車椅子を優先して検討するなど、適切な制度運用のために有効と思われる。 ・しかし、現状は上限価格の高いオーダーメイド車椅子や機構加算を優先して希望する補装具製作事業者が後を絶たない。都度、更生相談所から説明しているが、数多あるレディメイド・モジュラー式車椅子の仕様をすべて確認し、オーダーメイドの必要性を否定することは困難で、適切な対応をしている事業者との不公平さが生じる原因になっている。 ・複数の更生相談所や事業者から、「明確な違いを説明できない。オーダーメイド式の必要性をどのように確認（説明）したらよいのかわからない。」という意見もある。 ・また、基準額の算定方法を厚生労働省に確認しながら行っているにもかかわらず、事業者から「この計算方法が違うのではないか。聞いていた情報と違う。」等の苦情もあった。 ・告示には、モジュラー式、オーダーメイド式、レディメイド式の明確な定義や算定方法の記載がないため、更生相談所から補装具事業者や市町村、申請者に対して適切な説明ができない。 ・今年度の「補装具費支給事務取扱要領」にて、クッションは「市販品のクッションについては、姿勢保持装置の完成用部品を用いるほか、完成用部品に収載されているものと同等の機能を持ち、安価であることがメーカーカタログ等において確認できるものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。」と記載されたが、完成用部品の機能について周知されていないため、更生相談所として適切な判断ができず苦慮している。 ・事業者との調整のために申請者への支給決定が遅れる事態が既に生じており、全国で統一した基準に基づく公平な支給が行えるよう、喫緊の課題として対応を望む。	①レディメイド式・モジュラー式・オーダーメイド式の明確な定義、判断基準、具体的な寸法、機構等の範囲を「補装具費支給事務取扱要領」に明記する。特に、レディメイド式・モジュラー式については、対象となる範囲（身体寸法や機構等）を例示していただきたい。併せて、新リクライニング機構等、現在販売されている車椅子の機能の取扱についても「取扱要領」に記載していただきたい。 ②完成用部品（特にクッション）について機能や用途など詳細を周知していただきたい。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会

Ⅳ 本検討会での議論をしないもの（過去の検討会で議論済み、根拠が不足しているもの、補装具費支給制度対象外）（16件）

	現状の問題	提案する解決策	団体名
①	「補装具費支給事務取扱指針」が一部改正となり、更生相談所が補装具支給後のフォローアップについて、関係機関と連携し積極的に行うこと。と内容が改正されたが、具体的にどのようにフォローアップを行うのか、制度も含めて明記されていないため実効性が低い。	①義肢装具の修理の迅速対応をできるように制度改正 ②義肢装具士の装具修理に基本価格を設定し、ボランティアにならないようにする ③専門医による書類判定の普及 ④判定にICTの利活用を促進 ⑤装具ノートやアプリなどの普及を目的とした施策（制度化、報酬化など）	14 日本理学療法士協会
②	（物価高騰に対応した補装具価格改定の要望） 当協会会員に対して、団体ヒアリングへの提案を求めたところ、物価高騰に対する補装具価格の改定に対する要望が昨年同様、最も多く寄せられたことから、以下に要旨を述べる。急激な物価高騰は、国内の物価指数が2020年から2024年にかけて約23ポイント上昇していることから明らかであり、補装具製作に関連が深い項目では材料費、交通費、光熱費、ガソリン代、人件費などの項目があげられる。今年度、5～7%の補装具費の支給基準改定があったが、各企業とも赤字補填が優先され、義肢装具士の給与にまで波及していない状況である。現在、義肢装具士協会では、2024年度の支給基準改定後の、給与に関する調査を準備中である。	義肢装具士の90%以上が民間の義肢装具製作等事業所に勤務しており、今年度、診療報酬0.88%増の改定がなされたが、治療用装具価格が補装具費支給基準を流用していることから、他の医療職のようなベースアップの保証が無いことも含めて、補装具価格のさらなる改定（10～15%UP）によって、義肢装具士の待遇改善を進めていただきたい。または、補装具費価格改定を3年に1度から2年に1度に改めていただきたい。	13 日本義肢装具士協会
③	▼電動車椅子については、2024年4月1日施行の補装具費支給基準告示の改正で、購入基準でも修理基準でも上限価格を引き上げていただいたと考えている。 ▼しかし、昨今の物価高騰のため、それでもなお十分な価格設定となっていないのが現状。	■電動車椅子の購入基準および修理基準の上限価格をさらに引き上げる。 ▼補装具費支給基準告示を再度改正し、電動車椅子の購入基準および修理基準の上限価格をさらに引き上げていただきたい。	25 全国脊髄損傷者連合会
④	【導入希望者への導入までの経費負担の増大】 導入希望者へは、1件当たり平均5回（最大7回の訪問：お問い合わせ→お試し（デモ）→貸出し→引き上げ→判定（行政によっては2回）→納品→アフターフォロー）が発生している。1回あたりの訪問も平均約2時間（納品など手間を取る場合は3時間）を要している。訪問先も近距離から片道3時間を超える遠距離もあり平均しても1時間を超えている。交通渋滞などを考慮すると実質1日1件しか予定を入れられないこともある。 さらに「ガソリン代、駐車料金、人件費など」物価高騰も続いている。 これら多くの要因が重なり、導入のために発生する経費が引き続き増大、利益が確保できない状況にある。	【物価上昇に応じた支給額上限の継続的な引き上げ】 今年度は物価上昇を考慮した支給額の全体的な引き上げを行って頂いたが、この引き上げの継続に加え、抜本的なメーカー、販売店の最低限の利益確保のための補助金の底上げを行って頂きたい。 （必要データは今後提出いたします）	6 日本障害者コミュニケーション支援協会
⑤	▼補装具費支給基準告示では、電動車椅子の基本構造について「JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい」とされている。 ▼JIS T 9203-2016では、自走用標準形の電動車椅子形式分類の定義（JA.2.1）として「自採用電動車椅子で、前2輪、後2輪の四輪で構成したもので、…」とされている。 ▼このため、6輪の電動車椅子の支給を申請した場合には、特例補装具費として判定を要すると運用する市町村が多い。 ▼海外では、欧米を中心に6輪の電動車椅子が普及している。また、国内でも普及が進んでいる。さらに、2018年には「JIS T 9209-2018」としてJIS規格にも登録されている。 ▼例：有限会社さいとう工房「多機能6輪電動車椅子レル・シリーズ」 https://www.saitokobo.com/product/ ▼例：株式会社今仙技術研究所「LGS-TRI Light6」 https://www.imasengiken.co.jp/product/emc/lgs-tri.html	■6輪の電動車椅子が支給対象であることを補装具費支給基準告示に明記する。 ▼2021年度と2022年度のご回答では「特例補装具として取扱うことが適当と考えられるもの」に位置づけられているが、さらに踏み込んで、一般的な補装具として補装具費支給基準告示に位置づけていただきたい。	25 全国脊髄損傷者連合会
⑥	子どもの歩行困難者に対する電動車いすの支給制度で、車いすを屋外で操作できることを基準にしているため、支給年齢が7歳以上で、かつ屋外での走行が可能な者になっている。しかし、その対象年齢以下であったり、屋外ではなく屋内操作可能な障害児も多い。移動は社会的認知能力を高めるだけでなく、移動する喜びを提供することが可能である。 【問題点】 ・対象年齢の見直し ・屋外走行可能を支給の条件にするのではなく、屋内走行可能なレベルを考慮していない ・屋内走行可能な機器に対する支給制度がない	現在開発されている商品として、幼児などの身長が低く、座位保持が困難でも移動が可能なBabyLoco（ https://www.imasengiken.co.jp/product/idokiki/babyloco.html ）などは、屋内限定で低年齢でも走行可能である。また、車いすに装着するだけで移動が可能になるCarryLoco（ http://www.kidsfesta.jp/products/category_offline/cof-2/article_1514/ ）なども開発されているが、支給制度が整っていないため、障害児に移動支援ができない。これらの機器に屋内限定や介助者が一緒にいることなどの条件を付与することで、機器が提供できることは、子どもの社会的認知を増大させ、可能性を引き出すことにつながる。	14 日本理学療法士協会

⑦	現在、視覚障害者用補装具としての眼鏡（矯正用）は、視力障害のある者に限定されている。したがって、視野障害があっても視力障害が非該当である場合には対象外となる。一方、眼鏡（遮光用）に関しては、視野障害だけでも支給対象として認められ、「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について（令和6年3月29日障発）では、『眼鏡(遮光用)に視力矯正機能を追加したものの支給対象者は、視野障害だけでなく視力障害の認定基準を満たしていることが必要であるが、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない場合に、視力矯正機能の追加に要する費用のみを自己負担とした。』と自己負担による矯正機能の付加が認められているに過ぎない。眼鏡（矯正用）が視力障害でしか認められない理由としては、眼鏡（矯正用）が視力低下を補う機能がある反面、視野機能の低下を補う機能を持たないためと解釈されているが、視野障害を規定する視野視認点数は屈折矯正と無関係ではない。たとえば文献1によると半径30度以内の視野において、近視では1ジオプターあたり0.75dBの、遠視でも1ジオプターあたり0.4dBの低下がみられることがわかっている。仮に-6ジオプターの近視の者が眼鏡（矯正用）を使用せずにいると両眼中心視野視認点数の各点が4.5dBずつ減じられていることになる。すなわち、屈折の未矯正は、視力だけでなく視野も有意に低下することを意味している。視野障害のある者の多くは、矯正視力の低下がなくても屈折異常を有していることが少なくなく、これを補うことで視野障害の程度を改善することを見込むことが可能である。それにもかかわらず、眼鏡（遮光用）ですら自己負担する必要がある、まして眼鏡（矯正用）に関しては対象外となることは視野障害者の社会参加を妨げる誘因となっていると言わざるをえない。 1) Koller G, et al. Influence of refractive correction on peripheral visual field in static perimetry. Graefes Arch Clin Exp Ophthalmol. 2001 Oct;239(10):759-62.	視野障害のある者に対して、視力障害が非該当である場合でも、その障害程度を軽度化するために、眼鏡（遮光用）に付加する矯正機能だけでなく、眼鏡（矯正用）自体をも補装具としての支給対象とすることを提案する。	11 日本眼科学会
⑦	視覚障害者補装具としての眼鏡（矯正用）は、視力障害のあるものに限定されている。したがって、視野障害があっても視力障害が非該当である場合には対象外となる。一方、眼鏡（遮光用）に関しては、視野障害だけでも支給対象として認められ、「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について（令和6年3月29日障発）では、『眼鏡（遮光用）に視力矯正機能を追加したものの支給対象者は、視野障害だけでなく視力障害の認定基準を満たしていることが必要であるが、視野障害のみで視力障害の認定基準を満たさない場合に、視力矯正機能の追加に要する費用のみを自己負担とした。』と自己負担による矯正機能の付加が認められているに過ぎない。 眼鏡（矯正用）が視力障害でしか認められない理由としては、眼鏡（矯正用）が視力低下を補う機能がある反面、視野機能の低下を補う機能は持たないためと解釈されているが、視野障害を規定する視野視認点数は屈折矯正と無関係ではない。たとえば文献1によると半径30度以内の視野において、近視では1ジオプターあたり0.75dBの、遠視でも1ジオプターあたり0.4dBの低下がみられることがわかっている。眼球は光学系のため、屈折異常を適正に矯正しなければ網膜に焦点が合わず、視力だけでなく視野も含めた視機能が有意に低下することを意味している。 視野障害を有する者の多くは、矯正した最高視力は良好でも屈折異常を有しているため裸眼視力は不良である。屈折異常を矯正しなければ視野障害程度を改善することも不能であり、眼鏡（矯正用）について支給対象外である現状は視野障害者の自立した社会参加を妨げる誘因となっていると言わざるをえない。 1) Koller G, et al. Influence of refractive correction on peripheral visual field in static perimetry. Graefes Arch Clin Exp Ophthalmol. 2001 Oct;239(10):759-62.	視野障害者に対して、視力障害の有無にかかわらず、屈折異常を光学的に矯正し、残存している視機能を適正に活用できるよう、眼鏡（遮光用）に付加する矯正機能および、眼鏡（矯正用）自体をも補装具としての支給対象とすることを提案する。	12 日本眼科医会
⑧	【補聴器に関する名称等が現状に即していない】 ①現行の基準には、「骨導式ヘッドバンド型」の記載がなく対応に苦慮している。 ・現行の基準には「骨導式ポケット型」「骨導式眼鏡型」しか記載がない。 ・骨導式ヘッドバンド型（参考：スターキー社miniデジタル骨導補聴器 189,000円）は、適応要件が明らかである（骨導式の適応があり、眼鏡型・ポケット型の装用が困難）。しかし、基準にはないため特例補装具の扱いとなり、支給までに時間がかかる、申請者に負担がかかるといった支障がある。 ②現行の「骨導式眼鏡型」の上限価格が低すぎて申請者が事業者負担がかかっている。 ・現行の「骨導式眼鏡型」の上限価格は126,900円であるが、実際の価格（参考：コルチトーン社TH-1105 215,000円）を大幅に下回っており、実情に即していない。 ・申請者が差額を自己負担している、あるいは事業者が利益にならないことを承知で取扱っているケースがある。 ③現行の受信機、ワイヤレスマイクの対象範囲が狭く、対応に苦慮している。 ・現行の基準の備考欄には、「重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること」と重度難聴用耳かけ型に限定して記載されている。 ・受信機、ワイヤレスマイクは、重度難聴用耳かけ型に限らずすべての種類の補聴器及び人工内耳で使用可能であり、重度難聴用耳かけ型の利用者以外にも必要とする方が多い。 ・こうした方が申請する場合、特例補装具の扱いとなると支給までに時間がかかる、申請者に負担がかかるといった支障がある。	①骨導式ヘッドバンド型を基準に加えることにより、骨導式ヘッドバンド型を必要とする方がスムーズに支給を受けることができるようになる。 ②骨導式眼鏡型の上限価格を実際の価格に合わせることで、申請者あるいは補装具事業者の不利益を解消することができる。 ③補聴器の備考欄の記載を「補聴器・人工内耳で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は～」に変更することにより、必要とする方がスムーズに支給を受けることができるようになる。	19 全国身体障害者更生相談所長協議会

⑨	障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、原則１具（片耳分）の支給となっている。しかし、両耳聴効果には加重効果、頭部陰影効果、雑音下でのコトバの聞き取り、方向感の向上などがあり、一側の補聴器装用ではこうした両耳聴効果が低下し、就労・就学等に影響することが多い。特に後天性難聴においては、よりハンディキャップを抱えていることが知られている（Iwasaki S et al. Otol Neurotol 2013; 34: 644-649. 岡野ら. Audiol Jpn 2024; 67: 128-135）ことから、補聴器装用は両耳装用が望ましい。	補装具費支給事務取扱指針における補装具費の支給対象となる補装具の個数について、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として１種目につき１個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、２個とすることができること」を、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として１種目につき１個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、２個とすることができること。聴覚に障害がある場合、両耳装用効果を勘案して２個支給することができる」に改定すべきと考える。	10 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
⑨	現状の課題 ①支給対象の基準がいまだに原則として１個で、本人が希望し両耳装用による補聴効果が高いにも関わらず２個支給されることがほぼなく、片方を自己負担で購入せざるを得ない状況である。 ②それぞれの聴覚障害者に適合し真に必要な補聴器は高価であり、総合支援法対象補聴器では役に立たないことが多くある。それにも関わらず総合支援法対象補聴器以外の補聴器を購入する場合の支給が受けられない状況である。ゆえに購入したものの、補聴器が使われないままとなるケースが多い。 ③補聴援助システムの支給基準が厳しく、良好な聴こえを得られないままの当事者が、特に社会人において多数おり、適切な就労環境を得られていない。 ④補聴器補装具支給の基準が諸外国に比べ、大幅に低い。 聴覚障害者の聴こえは様々で、聴覚補充現象、聴覚過敏、メニエール病、および中耳の疾患など様々な要因が複合的に関連するため、聴覚というのはオーディオグラムだけで測れるような単純な感覚ではない。それがゆえに当事者が良好な聴こえを得るためには両耳装用は当然のこととして、当人の可聴域や当人にあった音質に合わせることが大変重要となる。当事者が真に必要な、使える補聴器を購入できないことから、低レベルの就労環境、学習環境に置かれ、良好な生活の質を得られないまま社会生活を送っており、このことによる経済的な社会損失は看過できないものがある。	①両耳支給を大前提とした基準の見直しを頂きたい。 ②すべての必要な聴覚障害者に補聴援助システムが支給できるよう、基準の緩和を頂きたい ③当事者の聴覚状態にマッチした、真に使える有効な補聴器を価格に関わらず支給の対象として頂きたい。 上記の改善により、購入するも使われないままとなる無駄がなくなり、聴覚障害者の生活の質の向上、および社会生産性の向上につながって社会的孤立からも救われることから聴覚障害者の二次疾患とされる認知症の防止にも寄与し、マクロでみた経済効果にも資すると考えます。	22 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
⑨	現状、補装具の支給対象となる補聴器の個数は、原則１個となっている。 両耳支給が認められるケースは、職業上、教育上と限定的である。 片耳の装着の場合、 ①音の方向性がわかりにくく、不安である。 ②大勢の中での会話が聞き取りにくく、疲労、ストレスが強くなる。 ③ボリュームが小さいと聞こえない場合もあり、片耳のみでボリュームを大きくすると耳の負担が大きくなりすぎる。などの問題点が多い。 そのため、近年では両耳装着が推奨されているが、自治体によって、両耳装用を希望する聴覚障害者への対応がまちまちであり、成人に対しては片方のみ支給というところもある。そのような自治体ではもう一方の補聴器を自費で購入することとなり、経済的な負担が大きい。 また前回両耳装用を交付しても、今回両耳装用のを希望する場合は必ずしも更生相談所への来所判定を受けなければならなくて、職業等の都合により制約がある。	小さい頃から両耳装用で生活している場合、大人になっても日常生活上、両耳装用を必須とすることが多い。 両耳装用が認められず、片方のみの装用となると、今まで聞きなれていた音が入らないことなどにより、バランスが崩れ、精神的なダメージを受ける場合がある。 そのような状況を鑑み、両耳装用を希望する場合は、補聴器交付給付歴を確認したうえ、柔軟的に両耳の補聴器の交付を行うこと。※前回交付と同様あれば、更生相談所への来所判定を省略するなど対応が望ましい。	21 全日本ろうあ連盟

⑩	本件は、令和4年度の団体ヒアリングで「今後、調査研究等において、精査をすすめるもの」とのご回答を頂いています。 昨今のIT技術・機器の発達は目覚ましいものがあり、患者、特に完全閉じ込め症候群（TLS）に近い重度障害者にとっては少しでも早く実現をすべきものと考えますので、審議の促進を図っていただきたく存じます。 ===== 現在、生体現象方式として発売されている製品には「はい・いいえ」を判定するものだけでなく、単語発信・定型文選択等の高度な意思伝達が図れるものが存在し、それらを利用したいという患者も多い。特に、完全閉じ込め症候群（TLS）に近い重度障害者にとってはこのような高度な意思伝達装置が利用出来るようになることは切実な願いである。 そういった背景があるにも関わらず、現行の制度及び定義上では「はい・いいえの判定が出来れば良し」といった判定指針に留まってしまうことになる。 「はい・いいえ」以上の「単語発信・定型文選択」の意思伝達装置があるにも関わらず、それを希望をしても判定する基準・指針が無いため適切な判定が行われないことは、高度な意思伝達を利用したい患者、特に完全閉じ込め症候群（TLS）に近い重度障害者にとっては障壁である。 生体現象方式に、文字等走査入力方式と同様に簡易なもの高度なものとして2種類の定義付けが必要であり、「新規」生体現象方式（レベル4B相当）の新設しそれに対応する意思伝達装置も明示すべきと考える。 添付資料・文献 資料Ⅰ：「平成平成22年度における補装具の価格改定等について」に変更案を記載したもの 文献Ⅰ：文献Ⅰ_保健医療科学_cyin_難治性神経・筋疾患に対するコミュニケーション支援技術 文献Ⅱ：新心語り 福祉工学会2019(Final版+β) 対象となる主な製品名は以下 新心語り（単語発信Ver）、Cyin =====	「新規」生体現象方式（レベル4B相当）の新設 なお、「今後、調査研究等において、精査をすすめるもの」とご回答いただいているので、その進捗をご提示頂けないでしょうか？	26 日本ALS協会
⑪	人工内耳は医療機器として位置付けられており、その利用には医療保険が適用されているが、体外機の劣化等による買替えは医療保険の適用外となる。この体外機は高額のため、人工内耳装用者の経済的負担となっている。 特例補装具として支給対象としている自治体もあるが、支給していない自治体も多く、障害者の居住地域によるサービス格差が生まれている。	人工内耳体外機の買替を補装具種目に追加し、居住地域による格差なく、全国一律に助成することで、障害者の経済的負担の軽減を図る。	17 全国市長会
⑫	現状：人工内耳の場合は、電池の消費量がかかなり高く、充電機の頻繁な使用を余儀なくされる。 充電地の補助は各自治体が補完的に行っているが、広島市では2万円の補助が付く一方で補助がない自治体もあるなど、地域格差が大きい。この格差をなくすために要修理充電機の平等な交換は避けられないのではないか。 また、FMワイヤレス機器も充電機交換が修理対象に含まれています。 電動車いすも、充電機交換が明記されています。 全難聴でも人工内耳装用者から充電機の無償修理を求める声が多く、一般社団法人ACITAのHPでは、常に各自治体の充電機や電池助成状況を掲載しています。 https://www.normanet.ne.jp/~acita/news/josei.pdf 充電機は装用者には高価なものであり、全国一律での修理交換が非常に期待されています。	すべての人工内耳装用者に対し、充電機交換も修理対象に含めて頂きたい。 これにより、人工内耳装用者の経済的負担が大きく減り、社会参加がより促進され、生活の質の向上等、社会全体の経済損失が減るものと考えます。	22 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
⑬	人工内耳の体外機の部品には定期的な交換が必要となる消耗品があるが、これらは保険適用ではないため、メーカーから個人が実費で購入する必要がある。特に充電機については定期的な交換が必要となるが、費用が高額なため、人工内耳装用者の経済的負担となっている。 特例補装具として支給対象としている自治体もあるが、支給していない自治体が多く、障害者の居住地域によるサービス格差が生まれている。	充電機やマイクロホンカバー、イヤーマールドなど、人工内耳を安全かつ適正に使用するために必要な、部品交換を補装具種目に追加し、居住地域による格差なく、全国一律に助成することで、障害者の経済的負担の軽減を図る。	17 全国市長会

車載用座位保持椅子(カーシート)に関する アンケート調査報告書

令和 6 年 8 月

一般社団法人日本車椅子シーティング協会

はじめに

日本車椅子シーティング協会会員企業(直接販売を行っているもの)を対象に、車載用座位保持椅子(カーシート)の取扱状況ならびに成人においての制度利用状況等について、より実態に即した制度運用となるよう、本調査を企画・実施した。

<調査方法>

調査対象 : 日本車椅子シーティング協会会員企業のうち直接販売を行っている事業者

調査票配布先: 日本車椅子シーティング協会会員企業

回答方法 : WEB 上のアンケートフォームに回答を入力

回収票数 : 79 票

調査時期 : 令和 6 年 7 月 29 日～令和 6 年 8 月 5 日

質問 1. 車載用座位保持椅子(カーシート)の取扱いをしていますか

選択肢	全体(79 社)	
	選択数	%
1.はい	68	86.1%
2.いいえ	11	13.9%

質問 2. 年間販売台数を教えてください(台)

合計販売台数:1,812 台(68 社)

1社あたりの平均販売台数:約 26.6 台

年間販売台数の内訳:

選択肢	全体(68 社)	
	選択数	%
1. 1～10 台	26	38.2%
2. 11～30 台	29	42.6%
3. 31～50 台	7	10.3%
4. 51～100 台	4	5.9%
5. 101 台以上	2	2.9%

質問 3. 車載用座位保持椅子(カーシート)の製作対象者の年代と割合を教えてください

全体(68 社)

選択肢	18歳未満		18歳以上	
	選択数	%	選択数	%
10%未満	2	2.9%	42	61.8%
10%以上～20%未満	0	0.0%	14	20.6%
20%以上～30%未満	2	2.9%	4	5.9%
30%以上～40%未満	3	4.4%	0	0.0%
40%以上～50%未満	1	1.5%	0	0.0%
50%以上～60%未満	0	0.0%	1	1.5%
60%以上～70%未満	0	0.0%	3	4.4%
70%以上～80%未満	4	5.9%	2	2.9%
80%以上～90%未満	14	20.6%	0	0.0%
90%以上～100%	42	61.8%	2	2.9%

年代別の販売台数 ※それぞれの割合を足しても100%とならない回答もあるため、18 歳未満の割合に応じて18歳以上の割合を補正して算出した表となります。

全体(68 社)

年間販売台数(台)	18歳未満		18歳以上	
	数(台)	%	数(台)	%
1,812	1,538	84.9%	274	15.1%

質問 4. 18 歳以上の方に販売した際、車載用座位保持椅子(カーシート)を必要とされた理由を教えてください(該当する項目全てにチェック)

※複数回答

選択肢	全体(68 社)	
	選択数	%
1. デイサービス利用のため	41	60.3%
2. 通学のため(大学・専門学校等)	39	57.4%
3. 通院のため	8	11.8%
4. 就労のため	11	16.2%
5. その他	7	10.3%

※複数回答であるため、各選択肢の回答率は68社に対しての比率になります。

その他の内容:

- ・福祉車両ではないため車での移動に必要
- ・自家用車での移動全般
- ・家族とのお出かけ。日常生活を送る上で必要な車での移動を安全に行う為。
- ・車にいる方が落ち着く人なので

質問 5. 18 歳以上の方が購入する場合、制度の利用はありましたか(該当する項目全てにチェック)

※補装具費以外の公的補助や選択肢以外の支給方法があれば、その他を選択し、具体的に記入してください

※複数回答

選択肢	全体(68 社)	
	選択数	%
1. 公費支給対象外のため全額自費	32	47.1%
2. 公費支給を特例で認められ全額公費	16	23.5%
3. 公費支給を特例で認められ一部公費、一部自費	7	10.3%
4. 公費対象外のため、あきらめた	18	26.5%
5. その他	7	10.3%

その他の内容:

- ・自費にて購入、または使用中のものを自費で修理
- ・姿勢保持装置申請で全額公費
- ・座位保持装置にて申請
- ・日常生活用具カーシートで一部助成
- ・児童の時に作ったものを継続使用、修理分のみ認められた
- ・屋内用姿勢保持装置と兼用できるようにして支給

質問6-1. 今後、車載用座位保持椅子(カーシート)の支給が18歳以上にも認められたら有用だと思いますか

選択肢	全体(79 社)	
	選択数	%
1. とてもそう思う	45	57.0%
2. そう思う	22	27.8%
3. あまり思わない	5	6.3%
4. 全く思わない	2	2.5%
5. 分からない	5	6.3%

質問6-2. 「質問6-1」で回答した選択肢について、選択した理由を記入してください

●「とてもそう思う」を選択した理由

〈安全性〉

- ・年齢を重ねれば障害の程度が軽くなることはなく、より安全安心にまた快適な姿勢を提供できると思われる。
- ・決して贅沢品ではなく、安全第一の利用者様の選択肢の幅が増える
- ・車に付いているシートベルトだけでは、安全に座位がとれないことがある。
- ・18歳以上になると、自家用車や施設の送迎車両が全て福祉車両になるわけではありません。18歳以上の方も安全に乗車をして、車の移動をするためにも、必要な方には認めてもらえるようにご配慮頂きたい。
- ・18歳以前に公費を使用して作製したカーシートが成長により小さくなり、公費での購入は認められないため、自費で無理やり延長等の修理をし、使用し続けているお客様もいらっしゃるため(対応年数も過ぎ、破損等が心配)。痰の吸引が頻回などの理由から運転手である親御さんの隣の席にのることが必要であり、カーシートが必須な方がいるため。

〈社会参加などの理由〉

- ・車での移動が可能になることによって生活の多様性が広がり、その中で就労という機会を掴むことができたという事例がありました。
- ・車で移動する際の体の安定性を図ることができれば、通院、デイサービス、就労などへの社会参加が可能となる。

〈環境要素〉

- ・福祉車両のないご家庭の外出機会の確保が可能となる。
- ・現行では自費扱いとなり、公費が認められればユーザーにとっての選択肢の幅が広がる。
- ・車椅子ごと乗車出来る車は高価な為、普通の車にカーシートさえ有れば移動出来る為。
- ・成人になっても車に乗る機会が多い、車椅子のまま車に乗れない方もおられる
- ・全ての方が福祉車両とは限らない。運転中に介助ができるよう助手席に座らせたいという意見要望があった。
- ・施設・作業所等への移動手段での使用で必要な方が非常に多い。車椅子を乗せられる車をお持ちではない方の利用に必要である。
- ・成人になっても自家用車での姿勢保持を必要とするケースはあるから。
- ・福祉車両を利用できない(購入できない)方は自家用車で、通院通所している。自家用車に乗車する際、備え付けシートに座り続けることは困難で、カーシートを使用して姿勢保持が必須になる。
- ・障害児者を養育している家庭は、自家用車で移動されていますし、介護タクシーなどの利用時にも、カーシートは必須の為。

〈身体状況による理由や姿勢保持の必要性〉

- ・年齢による判別ではなく、個別の障がいや疾患による必要性は考慮されるべきであると感じます。家族や支援者の安全性への配慮は必然であり要望も多い。利用者の精神的な安定性にもつながるものと考えられます。
- ・児童の時からカーシートを利用しているのに18歳以上になったら支給されないというのも矛盾を感じる。年齢で区切るのではなく、必要とする方には支給するべきだと思う。必要かを判断するために必要なプロセス(判定や意見書など)はあって良いと思う。
- ・重度障害者のなかには車椅子乗車が難しい方が多数おられます。車椅子乗車ではスペースの関係でティルト角度に制限があります。また運転席と距離があり発作や舌根沈下を起こしやすい人は運転者に近い場所に設置できるカーシートを要望されます。
- ・「誤嚥が心配だが、車椅子乗車だと運転席から遠く、ひとり介助(兼運転)の時は助手席のカーシートに寝かせておきたい。」「ベルトを解除して走行中に離脱してしまうので、テーブルや股ベルト付のカーシートは絶対必要。」等、者からのカーシートの要請をたびたび受けている。車椅子乗車をされない、できない方にとって、カーシートは必需品。18歳前に製作したカーシートがサイズアウトしたり、消耗劣化したら自費で購入するしかなかった。制度でカーシートが認められ、メーカーも大人サイズのカーシートを提供してほしい。

〈その他の理由や意見〉

- ・認められないケースはなし
- ・18歳以上でも移動手段として必要だと考える
- ・特例等、書類や、県とのやりとりが減る。
- ・障害児の際に支給された製品を障害者になっても継続して使用している現状がある。障害者が、介護施設の利用、通院など、日常生活を送る上で必要な移動を安全、かつ、衛生的に行う上で必要性が高く、かつ、自費負担の場合も7～15万円と高額であるため。
- ・成人の方のご家族が全て福祉車両を保有しているわけではないので、児童の時に作ったカーシートをずっと使い続けているケースがある。また安全面からも車椅子を車載するよりも、カーシートを利用した方が良いと考える。

●「そう思う」を選択した理由

〈安全性〉

- ・車椅子乗車よりも車に乗車した時の安全性が向上する。

〈環境要素〉

- ・通園(作業所)バスに必要な場合もある。
- ・自家用車の仕様によりカーシートを使用しないと通院等外出ができない方がまだまだ多い。
- ・福祉車両での移動がメインになってくるので車両改造費への補助が大変重要。但し経済的理由などから福祉車両を購入できない人もいるため、18歳以上にも認められることは有用。

〈身体状況による理由や姿勢保持の必要性〉

- ・18歳以上の方でも、姿勢が保てない為カーシートは必要。
- ・年齢に限らず、身体状況に応じて対応できることが望ましいと考えている為。
- ・年齢により身体状況が改善されるわけではない為。

〈就学、就労、社会参加など〉

- ・18歳を越えても通院、通学、外出時に自家用車を利用する場合、児童の時と同じようにカーシートを利用したいユーザーは一定数いる。

〈その他〉

- ・児童のカーシートを取り扱っていた時に、成人になった時この子達に適用される物がないので、どうなるのだろうと思っていました。
- ・デイサービス等送迎車の都合等により座席を利用されている方もおられ、シートベルトだけでは不十分な方もおられます。18 歳未満の方でも補装具申請支給の難しい方(発達障害等)への公費買いでの購入依頼もございます。
- ・車での移動時に車椅子ごとの乗車ではなく、シートに安全に姿勢を保持して座れると、車椅子が固定できる設備のない車でも移動の手段として使えるから。

●「あまり思わない」を選択した理由

- ・有用性がわからない。
- ・成人のニーズとして車椅子に乗ったまま車に乗ることが多いため。
- ・必要な方には有効かとは思いますが弊社ではニーズが少ないです。カーシートは価格改定の必要性を感じます。

●「全く思わない」を選択した理由

- ・車への移乗介助方法に問題があるため、カーシート自体の普及は懸念する。
- ・座位保持装置の基準外、特例補装具で対応可能。

●「分からない」を選択した理由

- ・カーシートの取り扱いが無いため。
- ・弊社のお客様には車椅子や電動車椅子から降りて車に乗る人がいないため。しかし、認められれば降りて乗る人がいるのかもしれない。

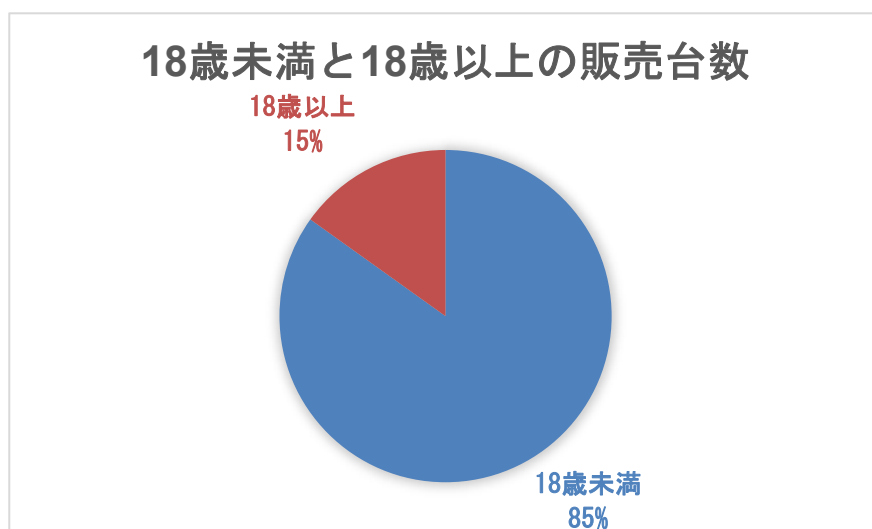
〈それぞれの回答の理由からの所感と考察〉

必要性や有用性の回答に差が見られるのは、事業者がこれまでに関わってきた利用者が、多少は端座位が取れるような障害の程度が軽度な肢体不自由児なのか、または寝返りも困難な重度肢体自由児なのかによるものと考えます。

次に、最新の統計(身体障害者・児の基準の補装具購入件数、購入金額、修理件数、修理金額など)を確認したところ、2022(令和 4)年度の座位保持椅子(購入)の決定件数は 1,840 件、公費負担額は 191,083,000 円となっておりました。この度のアンケート結果から回答していただいた68社の一年間の合計販売台数が 1,812 台でしたので、2022 年の統計においても、その多くは 17 歳以下の児童が車載用として座位保持椅子を申請されたものと思われます。

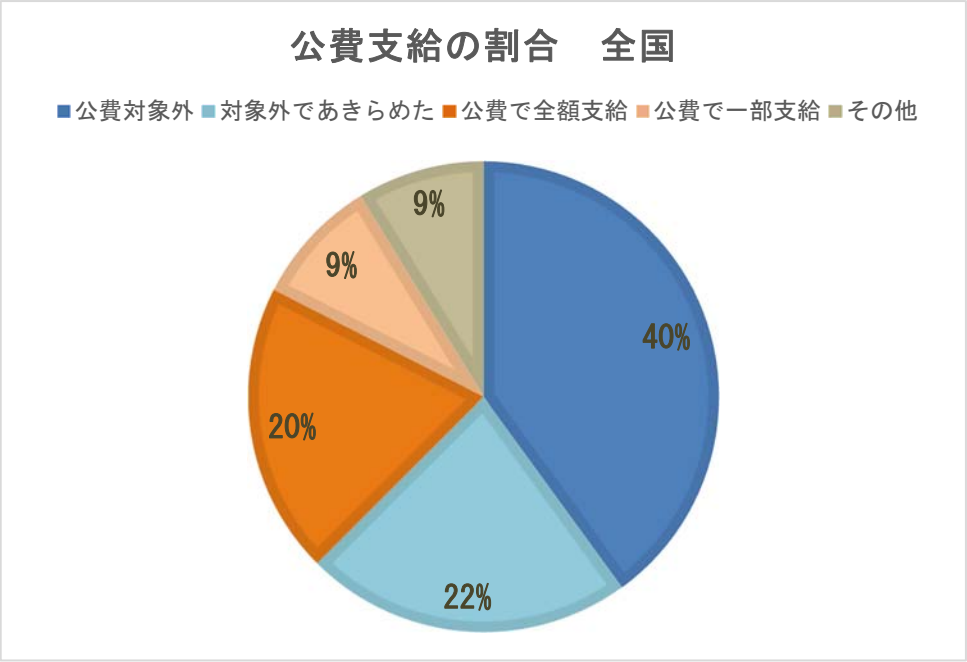
〈参考〉

質問 3.年代別(18 歳未満と18歳以上)に販売した台数

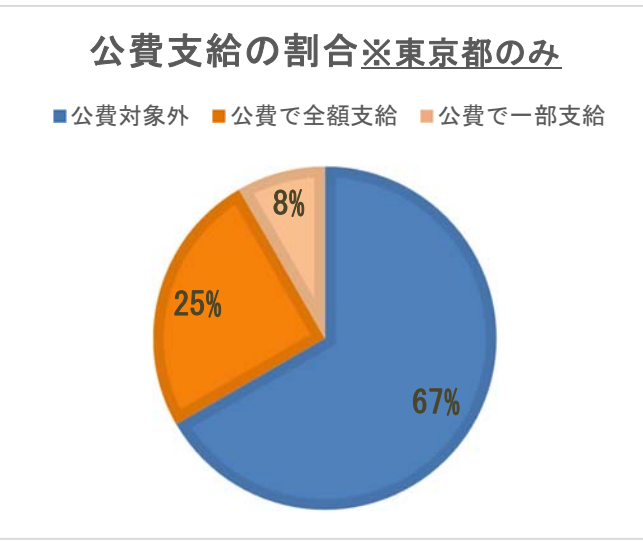
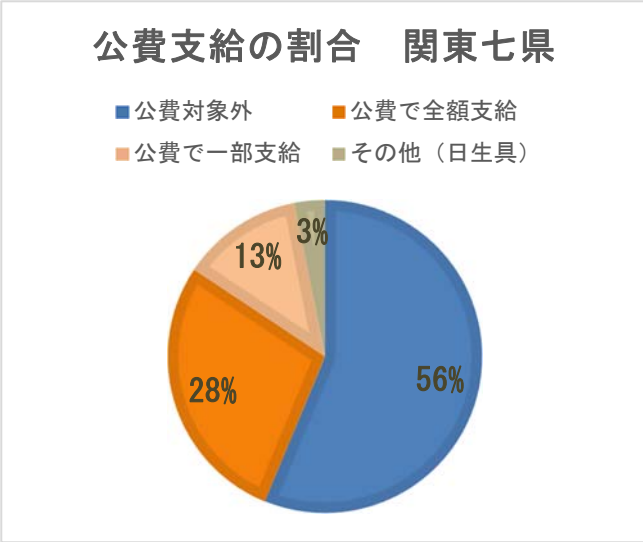
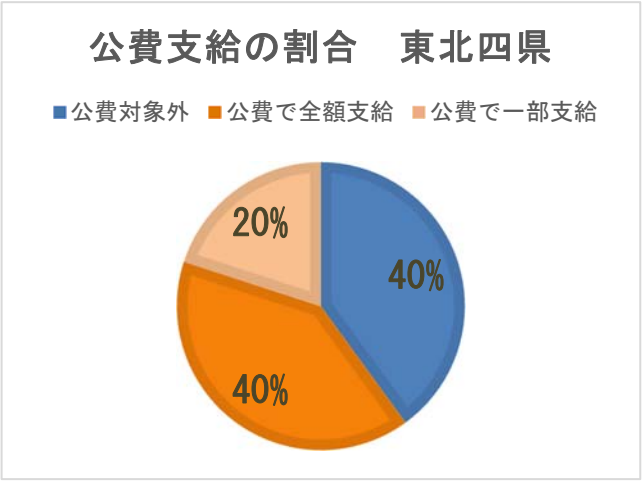
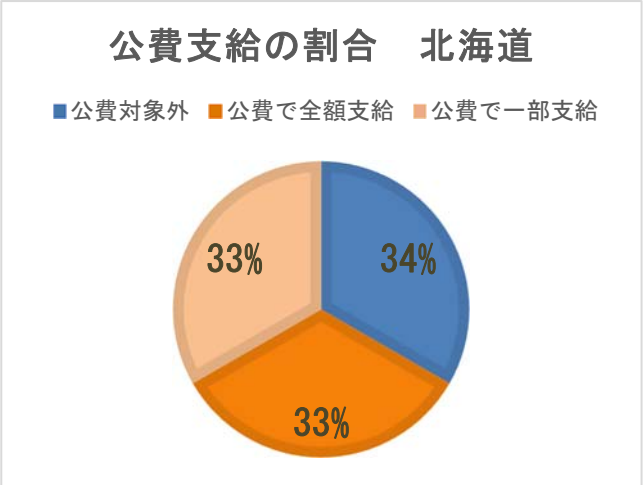


質問 5. 18 歳以上の方が購入する場合の制度利用について

・全国平均

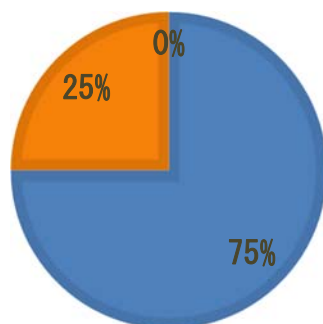


・地方別



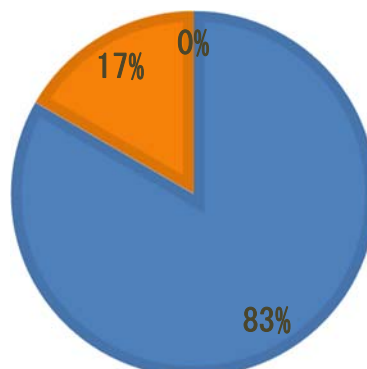
公費支給の割合 北陸・信越四県

■ 公費対象外 ■ 公費で全額支給 ■ 公費で一部支給



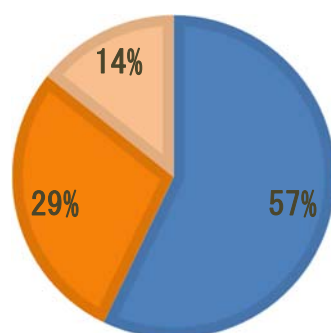
公費支給の割合 東海二県

■ 公費対象外 ■ 公費で全額支給 ■ 公費で一部支給



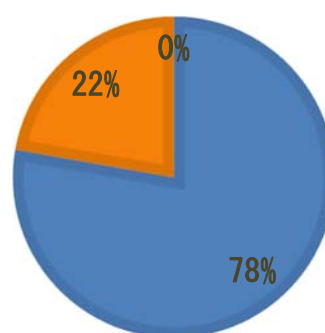
公費支給の割合 関西二府二県

■ 公費対象外 ■ 公費で全額支給 ■ 公費で一部支給



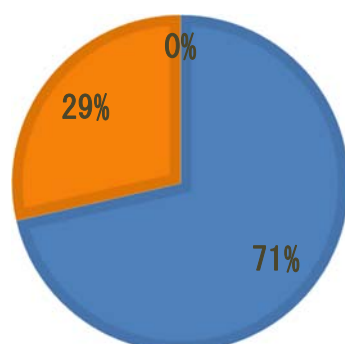
公費支給の割合 中国・四国六県

■ 公費対象外 ■ 公費で全額支給 ■ 公費で一部支給



公費支給の割合 九州四県

■ 公費対象外 ■ 公費で全額支給 ■ 公費で一部支給



シートベルトに関するアンケート調査 報告書

令和 6 年 8 月

一般社団法人日本車椅子シーティング協会

はじめに

一社)日本車椅子シーティング協会 会員企業(直接販売を行っているもの)を対象に、シートベルトの取扱状況等について、より実態に即した制度運用となるよう、本調査を企画・実施した。

<調査方法>

調査対象 :一社)日本車椅子シーティング協会 会員企業
(うち直接販売を行っている事業者)

調査票配布先:一社)日本車椅子シーティング協会 会員企業

回答方法 :WEB 上のアンケートフォームに回答を入力

回収票数 :会員企業のうち利用者へ直接販売を行っている 75 社の回答

調査時期 :令和 6 年 7 月 29 日～令和 6 年 8 月 5 日

I. シートベルトの取扱状況

【質問 1. 年間のシートベルト取扱い数】

車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置などで完成用部品を含む既製品とオーダー製作品の合計数

(回答)

合計取扱数:32,260 本(75 社)

1社あたりの平均取扱い本数:約 430 本(最大 6,400 本、最小1本) *修理交換分は含まない

【質問 2. 既製品(完成用部品を含む)・オーダー品の割合】

(回答)

割合から算出した既製品・オーダー品の取扱い本数

全体(75 社)

年間取扱い数(本)	既製品		オーダー品	
	数(本)	%	数(本)	%
32,260	9,742	30.2%	22,518	69.8%

(補足)

既製品:完成用部品および規格化された商品

オーダー品:寸法・材料等を一から設計し作製したもの(一部既製品部品も含む)

(考察)

既製品:約 30%、オーダー品:約 70%と、想定していたよりもオーダー品が多く占めていた。車椅子や電動車椅子・姿勢保持装置と個性性が高いことが伺える。

【質問3-1. ご利用者の身体にベルトを装着する方法と製作数の割合】

全体(75 社)

年間取扱い数(本)	面ファスナー合わせ		面ファスナー 折り返し		面ファスナー合わせ +バックル		面ファスナー 折り返し +バックル		バックルのみ		その他	
	数(本)	%	数(本)	%	数(本)	%	数(本)	%	数(本)	%	数(本)	%
32,260	9,429	29.2%	2,807	8.7%	8,031	24.9%	1,925	6.0%	8,143	25.2%	1,925	6%

(補足)

その他の装着方法例:マグネット、ファスナー

【質問3-2. 一番多い装着方法とその方法で製作するメリット・デメリット】

<面ファスナー メリット>

- ・調整が簡単
- ・製作が簡単
- ・着脱が簡単
- ・身体に沿いやすい
- ・突起物がないため怪我をしにくい
- ・衣類の厚みに調整しやすい
- ・製作費が抑えられる

<面ファスナー デメリット>

- ・衣服やシートが傷みやすい

- ・面ファスナーの劣化が激しい
- ・動きが激しい方の場合外れてしまう
- ・矯正力が期待できない
- ・不用意に本人が簡単に外してしまう

<面ファスナー+バックル メリット>

- ・バックルにより外れ防止となり、安全性が向上する
- ・長さの調整が簡単
- ・固定力がUP
- ・面ファスナーが劣化してもバックルがあることで、使用期間を延長できる

<面ファスナー+バックル デメリット>

- ・バックル部分で長さ調整が出来ないので別に部品が必要
- ・本人の腕に触れ怪我のリスクもある
- ・製作時間が長くなる
- ・製作コストが上がる

(考察)

従来式の面ファスナーのみの場合、加工・装着・調整が簡単に行えていた反面、ゴミが溜まりやすく面ファスナーの接着が弱まったり、ファスナー面によりシート生地を傷めたり、衣類を傷めたりといった不具合も多くある。

面ファスナーのみの耐久性を保管するために、バックルを追加するケースが増え、使用期間が延び、利用者の安心感・安全性の向上につながっている。

【質問4－1. 車椅子や姿勢保持装置の本体にシートベルトを固定する方法と製作数の割合】

全体(75 社)

年間取扱い数(本)	既存穴を利用してボルト止め		パイプに穴を開けてボルト止め		平ベルト専用金具を使用	
	数(本)	%	数(本)	%	数(本)	%
32,260	6,756	21.0%	4,850	15.0%	20,654	64.0%

(補足)

その他の固定方法

- ・面ファスナーを利用してバックサポート張り調整の中に挟んで固定、本体パイプに巻き付ける

【質問4－2. 一番多い固定方法とその方法で製作するメリット・デメリット】

(回答)

- ・既存穴を使用する場合：加工の手間が減る一方、限られた箇所にしかベルトを取付けできない
- ・パイプに穴を開ける場合：希望の箇所にベルトを取付けられる一方、本体フレーム等に穴あけ加工が必要となり、メーカー保証が利かなくなる
- ・平ベルト専用金具使用：取付けが簡単で本体の保証に制約が掛からない状態で取付けができ、かつ長さ調整が簡易にできる一方、身体状況や経年変化によって(過緊張を引き起こす場合や、数年の使用期間において)は緩んでくる可能性がある上、ベルト本体とは別に専用部品を追加するため、製造コストがかかる

(考察)

本体フレームの加工の条件や、身体状況に合わせて取付け方法を変えることがある。また、衣類の厚みや成長に対応するためには専用金具を追加して、取付けすることが多い。専用金具をベルトの長さ調整とともに、取付け位置の変更も出来るように作られている場合は、成長対応や身体状況の変化にも本体を作り替えることなく素早く対応ができるため、専用部品を増設するためのコストを掛ける効果があると言えるのではないだろうか。また、既存穴を利用またはボルト止めでの固定は、応力が集中しパイプが破損するリスクがあるので、回避したいところである。

【問5. オーダーで製作する場合、部位ごとに一番製作数が多いベルト幅(一番近いもの)】

全体(75 社)

選択肢	25mm		50mm		80mm		100mm		制作なし	
	選択数	%	選択数	%	選択数	%	選択数	%	選択数	%
1. 肩	26	34.7%	41	54.7%	0	0.0%	0	0.0%	8	10.7%
2. 腕	6	8.0%	42	56.0%	14	18.7%	1	1.3%	12	16.0%
3. 手首	9	12.0%	54	72.0%	7	9.3%	0	0.0%	5	6.7%
4. 胸	0	0.0%	1	1.3%	37	49.3%	35	46.7%	2	2.7%
5. 骨盤	1	1.3%	54	72.0%	17	22.7%	1	1.3%	2	2.7%
6. 股	6	8.0%	54	72.0%	8	10.7%	1	1.3%	6	8.0%
7. 大腿	1	1.3%	23	30.7%	25	33.3%	18	24.0%	8	10.7%
8. 膝	1	1.3%	26	34.7%	28	37.3%	10	13.3%	10	13.3%
9. 下腿	1	1.3%	27	36.0%	26	34.7%	19	25.3%	2	2.7%
10. 足首	11	14.7%	50	66.7%	9	12.0%	2	2.7%	3	4.0%
11. その他	11	14.7%	23	30.7%	5	6.7%	8	10.7%	28	37.3%

(補足)

・各部位の上位 1 位を赤字太字下線で表示、上位 2 位を赤字で表示

(考察)

補装具費支給基準によると、姿勢保持装置のベルト部品の修理の項目として、25 mm と 50 mm の 2 サイズに分かれているが、実際に製作されているベルト幅とは乖離があることが分かった。

【質問6－1. オーダーで製作する際に、内張りを使用する割合】

選択肢	全体(75 社)	
	選択数	%
1. 10%未満	7	9.3%
2. 10%以上～20%未満	13	17.3%
3. 20%以上～30%未満	16	21.3%
4. 30%以上～40%未満	14	18.7%
5. 40%以上～50%未満	0	0.0%
6. 50%以上～60%未満	3	4.0%
7. 60%以上～70%未満	1	1.3%
8. 70%以上～80%未満	3	4.0%
9. 80%以上～90%未満	6	8.0%
10. 90%以上～100%	12	16.0%
内張りを使用する割合	—	52.7%

【質問6－2. オーダー製作で内張りに使用する素材(該当する項目全てにチェック)】

選択肢	全体(75 社)	
	選択数	%
1. フェルト	11	14.7%
2. ネオプレーン	56	74.7%
3. ウレタン類	38	50.7%
4. 内張りの使用無し	1	1.3%
5. その他	10	13.3%

(補足)

その他の内容:パッド、レザー、メッシュ生地

【質問6－3. 内張りを使用する理由】

- ・傷予防:28 社
- ・体圧分散目的:14 社
- ・その他:2 社

(考察)

以前は内張りとして、フェルトを使用するケースが多かったが、現状の対象者として筋緊張が高く、痙性が入る障害特性の方が多いので、固定力を強化する必要がある反面、身体に負担の少ないクッション性の高い素材を選択している。